

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年11月3日～2022年11月16日)

令和4年(2022年)11月18日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 地方選挙の延期に関する法案の議会通過 教育法改正案の下院通過 政党別支持率に関する最新の世論調査結果 憲法改正案の議会提出 独立記念日祝賀式典 ジョブ法相に対する不信任決議案の提出 モラヴィエツキ首相の西バルカン諸国に関するベルリン・プロセス首脳会合出席 モラヴィエツキ首相とスナク英首相との電話会談 モラヴィエツキ首相とイスラエルのネタニヤフ「リクード」党首との電話会談 ドゥダ大統領の第27回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP27)出席 ポーランド外務省によるコソボとの領事関係の確立に関する声明の発表 ラウ外相のフランス・パリ訪問 ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領との会談 ラウ外相のEU外務理事会出席 ポーランド製新型装甲車の試験 ポーランド領域へのミサイル着弾								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 車検に関する新たな規制 EUへの出入国に係る新たな規制 ワルシャワ市内で独立記念日に際する行進が実施 一部の車両検査場でライトの無料チェックを受けることが可能								
経済 中央銀行、中銀金利6.75%に据え置き 安定化支出ルール改正案提出 2022年第3四半期GDP成長率前年同期比で3.5%増 ポーランド雇用市場は2万5千人のIT人材不足 PKP Intercity の大規模な車両購入予定 2023年半ばにポーランド交通ハブプロジェクトの建設開始 原子力発電所建設に伴う資金調達 仏は引き続きポーランドでの原子力発電所建設を追求 ポーランド、ガスプロム株式を引き継ぐ PKN Orlen が2030年までに1,000ヶ所の電気自動車用充電ステーション開設を計画 ゼロエミッション・エネルギー分野の専門家養成								

大使館からのお知らせ	
長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政 治	
内 政	

地方選挙の延期に関する法案の議会通過【4日】

4日、次期地方選挙の延期に関する法案が下院で再び審議され、廃案にすべきという上院のコメントを却下する形で採択され、大統領の署名へ送付された。同法案によれば、地方選挙は2024年4月30日まで延期できるようになる。本来、地方選挙は2023年秋に行われる予定であるが、議会選挙と時期が重なるため、地方選挙を延期すべく与党「法と正義」(PiS)が法案を提出していた。

教育法改正案の下院通過【4日】

4日、教育法改正案(通称:lex Czarnek 2.0)が下院で審議され、野党が付した修正案をすべて却下する形で採択され、上院へ送付された。同改正案は、教育を所掌する大臣が任命する教育長の権限拡大が想定されており、学校の自治を犯すとして野党から批判を浴びている。パプロツカ大統領府副大臣は、ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙のインタビューに応じ、同改正案について、現在の形であれば、特に教育長に学校長を辞めさせる権限を持たせることについて、本年3月にドゥダ大統領によって署名を拒否された際のものとは異なるものであり、当時は論争的となった条項が繰り返されているわけではないと述べた。

政党別支持率に関する最新の世論調査結果【7日】

7日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSが実施した政党別支持率に関する最新の世論調査結果を掲載した。「法と正義」(PiS)は33.7%(前月比+1%)の支持を得て首位を保ち、「市民連立」(KO)が27.6%(同+0.9%)、「ポーランド2050」が10.9%(同+1.3%)で後に続いた。その他、「左

派」が10.1%(同+0.8%)、「農民党」(PSL)が5.7%(同-0.5%)、「同盟」が5%(同-0.2%)の支持を得るといった結果が出た。同紙は、PiSは依然としてトップをキープしているが、野党が得る議席は多くなるかもしれないと分析している。

憲法改正案の議会提出【9日】

9日、与党「法と正義」(PiS)は、憲法改正案を議会に提出した。同改正案は、国会議員などに与えられている免責特権のうち、形式的免責特権(違法行為を犯した者に対する不逮捕特権など)を剥奪し、実質的免責特権(法案提出や投票、議会における発言応答など議員活動の遂行に直接関係する行為に対しては責任を問われない)のみを残すことが想定されている。

独立記念日祝賀式典【11日】

11日、104回目の独立記念日を迎え、ポーランド各地で祝賀式典が執り行われた。ドゥダ大統領は、ワルシャワで行われた式典において、ウクライナ避難民を受け入れたすべてのポーランド人へ謝意を表明するとともに、ポーランドは幾多の苦難を乗り越えて主権と独立を保ってきたのであり、ポーランド人は祖国で自由なのであると述べた。

ジョブロ法相に対する不信任決議案の提出【15日】

15日、ジョブロ法相(連立与党「連帯ポーランド」党首)に対する不信任決議案が提出された。これは、未だにEU資金は支払われていないことに関連し、司法制度改革を進める同法相の責任を問うものである。モラヴィエツキ首相は、同法相を擁護する旨コメントした。

モラヴィエツキ首相の西バルカン諸国に関するベルリン・プロセス首脳会合出席【3日】

3日、モラヴィエツキ首相は、ベルリンで開かれた西バルカン諸国に関するベルリン・プロセス首脳会合に出席した。同首相は、バルカン諸国6か国の首脳及びバルカン地域統合を支える欧州のパートナー（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、コソボ、北マケドニア、セルビア及び一部のEU加盟国）と会談を行い、西バルカン諸国統合の見通し、エネルギー安全保障、協力関係のさらなる強化などについて話し合われた。同首相は、今日において重要なのは、内部紛争を煽っているロシアのプロパガンダに対抗することであると強調した。

モラヴィエツキ首相とスナク英首相との電話会談【4日】

4日午前、モラヴィエツキ首相は、新たに就任したスナク英首相と会談を行った。両首相は、NATOの枠組みにおける防衛、エネルギー安全保障、ウクライナ支援のために協力などのテーマについて議論した。また、二国間関係の現在の問題も提起された。これは、モラヴィエツキ首相とスナク首相との初めての会談であった。

モラヴィエツキ首相とイスラエルのネタニヤフ「リクード」党首との電話会談【4日】

4日、モラヴィエツキ首相は、イスラエルのネタニヤフ「リクード」党首と電話会談を行った。先日のイスラエルの選挙において「リクード」が勝利を収め、同党首が将来のイスラエル首相の座に就くことになった。モラヴィエツキ首相は、民主的な選挙での勝利に祝意を表し、両者の関係を強化する協力を期待していると強調した。会談は、ウクライナへの支援提供などに関するものであった。

ドゥダ大統領の第27回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP27)出席【7日、8日】

7日、ドゥダ大統領は、エジプトで開催されたCOP27に出席した。同大統領は、各国首脳のハイレベル会合の開会式と「Just transition」円卓会議に参加した。また、同大統領は、サミットの傍ら、メローニ伊首相、フィアラ・チェコ首相、ヨルダンのアブドゥラー2世などとも会談を行った。さらに、翌8日、同大統領は、全体セッションで演説を行い、「ポーランドは、2020年までにガス排出量を削減するという目標を達成し、再生可能エネルギーのシステムや低炭素の民生用原子力発電プログラムを積極的に開発し、Eモビリティやエネルギー効率の推進、新技術の開発などを進めている。私たち全員のために設定された目標を達成するために、積極的に取り組んでいる。」と強調

した。

ポーランド外務省によるコソボとの領事関係の確立に関する声明の発表【8日】

8日、ポーランド外務省は、コソボとの領事関係の確立に関する声明を発表し、「ポーランド共和国政府は、コソボ共和国政府と交換公文という形式で領事関係樹立に関する協定を締結した。本日締結された協定により、コソボ共和国国内におけるポーランド国民のために最適なレベルの領事サービスを確保することが可能になる。ポーランドは、すべての西バルカン諸国の欧州統合を支持し、特にコソボ治安維持部隊(KFOR)の枠組みにおけるポーランド軍やコソボにおける欧州連合・法の支配ミッションを通じて、地域の安定と安全の確保に向けて、長年にわたり積極的に貢献している。」と述べた。

ラウ外相のフランス・パリ訪問【9日、10日】

9日から10日にかけて、ラウ外相はフランス・パリを訪問し、コロナ仏欧州・外務大臣と会談を行った。会談では、経済・政治協力の強化やウクライナ支援の倍加、対露制裁の厳格化などが話し合われた。また、民生用原子力エネルギーに関するポーランドとフランスとの間の協力の問題が提起された。さらに、ラウ外相は、パリでの独立記念日の祝賀式典に出席し、式典に出席したノヴァーク・ハンガリー大統領と話をした。訪問中、ラウ外相はフランス企業運動(MEDEF)会長とも会談を行った。なおパリ訪問は、セヌ川のほとりでポーランドの文化遺産を育んできた功労者であるポーランド図書館を訪問する機会でもあった。

ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領との会談【10日、11日】

10日から11日にかけて、ナウセーダ・リトアニア大統領がポーランドを訪問し、ドゥダ大統領とベルヴェデル宮殿にて会談を行った。主な議題は、中・東欧地域の安全保障状況、ウクライナ支援に関するポーランドとリトアニアとの協力などであった。11日には、ナウセーダ・リトアニア大統領夫妻は、ポーランド独立記念日の祝賀式典に参加した。

ラウ外相のEU外務理事会出席【14日】

14日、ラウ外相はブリュッセルを訪問し、EU外務理事会に出席した。ロシアによるウクライナ侵略のほか、アフリカ大湖地域と西バルカン諸国の情勢が主な議題となった。ラウ外相は、ロシアによるウクライナ侵略に関する議論の中で、戦争を終わらせるための唯一の方法はウクライナの勝利であり、そのために防空分野を含むさらなる軍事装備の供与が必

要だと強調した。また、同外相は、欧州平和ファシリテーターからの第6次軍備資金の迅速な調達と、ポーランドに多国籍作戦司令部が置かれることになるEUのウクライナ軍事支援ミッションの即時稼働への期待も表明した。さらに、同外相は、既存の措置を拡大・強化し、抜け穴を埋める次の第9次制裁パッケージの迅速な採択を提唱した。なお、ベラルーシの野党指導者であるチハノフスカヤ氏との会談も行われた。

ポーランド製新型装甲車の試験【14日】

14日、プワシュチャク副首相兼国防大臣は、オジシュ(Orzysz)で行われているポーランド製の新型装甲車「Borsuk」の試験を視察した。同装甲車は、現在ポーランド軍で運用されているBWP-1装甲車の後継車両であり、30mm機関砲及び対戦車ミサイルを装備した無人砲塔を搭載して、機械化歩兵部隊に配備され、最大6名の兵士を乗車させることができる。同副首相兼国防大臣は、「ポーランド軍の装甲車に対するニーズは1,000両をはるかに超えており、ポーランドの防衛産業との間で結ばれる契約の中で最も重要な契約の一つになるだろう。試験に携わるすべての人々に感謝し、試験の成功を祈っている。最初に生産される車両は、第15機械化旅団に配備される予定である。」と述べた。

ポーランド領域へのミサイル着弾【15日、16日】

15日、ポーランド・ウクライナ国境から約7キロに位置するルベルスキエ県フルビエシュフ郡プシェヴォドゥフ村(Przewodów)にミサイルが着弾し、ポーランド人2名が死亡するという事件が発生した。当初、ロシアによるウクライナ侵略が続く中でロシアが発射したミサイルがポーランド領域に着弾したとして世界の注目を集め、ポーランドでも閣僚評議会国家安全保障・防衛委員会の緊急会合や臨時閣議が開かれた。

しかし、16日にはドゥダ大統領とモラヴィエツキ首相は共同記者会見を開き、「これはポーランドに対して意図的に仕掛けられた攻撃ではない。ポーランド領域に着弾したミサイルがロシアによって発射されたことを示す証拠は何もない。他方、同日に約100発に及ぶロシアのミサイル攻撃を受けていたウクライナが発射した迎撃ミサイルであった可能性が高い。これは不幸な事故であった。今のところ、我々が収集した証拠の大部分は、今回はおそらくNATO条約第4条を発動させる必要はないことを示している。しかし、このような手段は常に我々の手の中にあり、これから決定を下すところである。」旨述べた。

同日、ドゥダ大統領は国家安全保障会議を招集して上下両院議長や与野党の代表者たちに状況を説明した。また、モラヴィエツキ首相は下院で演説を行い、議員たちに情報を共有しつつ、ロシアがウクライナに向けてミサイルを発射しなければこのような事故は起きなかったのであり、ロシアがすべての責任を負うべきであると述べた。

治 安 等

車検に関する新たな規制【1日】

1日、インフラ省は、自動車の技術検査(車検)に関する新たな規制を導入した。主な変更点は2点で、1点目は交通事故などを迅速に通知するE-CALL(車両緊急通報)システムを整備士が検査することになる点、2点目は点検中に故障箇所を発見した場合、整備士が「軽度」、「重度」、「危険」の3段階に分けて故障箇所を評価することになる点である。特に、後者については、「重度」又は「危険」と判定された場合、自動車所有者は、故障箇所を修理した後に改めて車検を受ける必要があるとのことである。

EUへの出入国に係る新たな規制【9日】

2023年以降、EU圏内への短期滞在に際しては、EUの出入国システム(EES)に登録することが必要になるという。報道によると、本登録は、査証取得の可否を問わず、EU圏外に居住する者が対象となり、また、陸路、空路、海路を問わずEU圏内への入域を希望する場合に必要な。本システムへの登録は、EU圏内に居住する者は対象とならないため、これまで通りの出入国管理を受けることになるとのことである。本システムは、基本的にすべてのEU加盟国で実施され、スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドでも採用されとのことであるが、

他方でクロアチア、キプロス、アイルランドにおいては、従来通り旅券にスタンプが押されることになるという。本規制の導入は、旅券への押印を省略し、出入国手続きの合理化を目的としているという。また、欧州委員会によると、EESシステムはテロとの闘いの柱の一つであり、容疑者の特定・調査の双方で有益であるとしている。本システムは、2023年5月上旬の完全施行を予定しているとのことである。

ワルシャワ市内で独立記念日に際する行進が実施【11日】

11日、ポーランドの独立記念日に際し、ワルシャワ市内で行進行事が行われ、約10万人が参加した。当該行進に反対する集団がいたため、警察が介入するなどの事態が発生した。他方、ワルシャワ市は、行進自体は平和的に行われたとの見解を示している。

一部の車両検査場でライトの無料チェックを受けることが可能【19日】

国家警察本部のHPによると、「Twoje światła – Nasze bezpieczeństwo」(your Lights–Our Safety)と題するキャンペーンの一環として、19日、一部の車両検査場で自動車のライトの検査を無料で受けるこ

とができるという。今キャンペーンに参加している検査場は、ポーランド全土で1,300か所以上あり、同

HP上より検査場リストを確認することが可能である (URL: <https://yanosik.pl/dobre-swiatla/>)。

経 済

マクロ経済動向

中央銀行、中銀金利6.75%に据え置き【9日】

9日、中央銀行金融政策決定会合が開催され、中銀金利を6.75%水準に据え置く決定をした。2023年初頭の消費者物価上昇率は前年比20%超と予想されているが、グラピンスキ中央銀行総裁は、強すぎる景気減速を引き起こすことを懸念し、中銀金利の据え置きを判断したとされる。

安定化支出ルール改正案提出【14日】

14日、安定化支出ルール改正案が議会に提出され、同法案は15日に第1読が行われた。同政府案は、

エネルギー危機で苦しむ企業への支援プログラム、高いインフレ率で苦しむ年金受給者への支援プログラム、国防費の3つの分野の支出をルールから除外することとしている。財務省は、安定化支出ルールを超える金額を明示していないが、2022年の国家予算法によると、支出ルールの下での支出額は8,147億ズロチとなっており、野党議員やエコノミストは、同修正案は選挙前の無責任な支出増と財政負債の増大を招くと批判している。

ポーランド産業動向

2022年第3四半期GDP成長率前年同期比で3.5%増【14日】

14日、中央統計局(GUS)は、2022年第3四半期のGDP成長率が前年同期比3.5%に達したと発表した。季節要因の影響を調整した実質GDPは、前四半期の前年同期比5.6%増の後、前年同期比4.4%増となった。重要なのは、GDPが2022年第2四半期に比べ0.9%増加し、逆に2022年第1四半期に比べ2.3%減少したことである。第3四半期の経済パフォーマンスは、ポーランド経済が勢いを失いつつあることを確認するものであるが、軽度であった。

ポーランド雇用市場は2万5千人のIT人材不足【14日】

ポーランド経済研究所(PIE)は、ポーランドの経済構造や全体的なデジタル化の低さを考慮しても、IT人材不足は約2万5千人に達すると報告した。ある経済専門家は、高度資格を有するIT人材を補うことは海外でのIT人材の需要増加により難しく、今後2,3年で人材不足はさらに拡大すると予測している。PIEは、ポーランドのICT専門家総数(2021年時点で58.6万人)について、EU内では6位に位置するが、経済成長率や労働者全体雇用数に占める割合で見ると、ポーランドはEU平均からも大きく遅れをとっており、ポーランドがEU平均に追いつくためには、短期的に14万7千人以上のICT専門家が必要と積算している。

【ポーランド産業動向】

PKP Intercity の大規模な車両購入予定【4日】

4日、PKP Intercity は300両の新車両購入の入札を発表し、さらに150両を購入するオプションがあることを明らかにした。最高速度は時速200kmで、車内には子供用の遊び場が設けられ、最初の納入は2025年と予定されている。新型客車は、国内線及び国際線(ベルリンやプラハ行き)で使用される。2021~2030年の間にPKP Intercity は鉄道車両へ総額245億ズロチを投資する予定である。新型車両の導入により鉄道車両のギャップを埋め、列車の定時性を向上させたいとしている。

2023年半ばにポーランド交通ハブプロジェクトの建設開始【10日】

10日、ホラワ基金・地域政策副大臣兼ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)政府全権委員は、STHの建設が2023年半ばに開始されると公共テレビで発表し、物理的な建設、より正確にはSTHへの投資の準備作業が2023年に始まること「ほぼ確実」で、2023年半ばには空港の建設工事が開始され、ワルシャワ・ウッチ間の高速鉄道の建設工事はそれより早く開始されるだろうと述べた。同日、STH社は、新中央空港の主要施設の設計について、英国のコンソーシアムである Foster + Partners 社及び Buro Happold 社と1.5億ユーロの契約を締結し、2023年半ばには準備が整う予定である。

エネルギー・環境

原子力発電所建設に伴う資金調達【7日】

原子力発電所建設の資金調達に関する正式な決定は2023年始めに閣僚会議で行われるが、専門

家は、政府が財政モデルを決める前に技術パートナーを選定したことを批判している。

国営原子力発電会社PEJの代表は、原子力発電所建設にともなう資金(総額約200億ドルを予定)のPEJ出資分は、20~30%を株式、残りを債券で調達しようと考えていると発表した。

一方、ポーランド側は技術提供国の米国側に49%の出資を求めているが、米側の計画としてウェスティングハウス社が10%出資し、残りを米国際開発金融公社(DFC)や米輸出入銀行(US Exim Bank)といった機関がポーランド側に最大170億ドルの優遇クレジットを提供する計画だと報じられている。

仏、引き続きポーランドでの原子力発電所建設を追求【7日】

仏国営電力会社(EDF)社長は、引き続きポーランド当局と話し合いを続けると述べた。この分野でいくつかの技術を持つことは問題ではなく、インド、仏、英は2種類の技術を持っていると加えた。

ポーランド、ガスプロム株式を引き継ぐ【14日】

ブダ開発・技術大臣は、公安庁(ABW)長官の要請により、EuRoPol Gaz の全ガスプロム株式に対する一時的な強制管理を確立したと発表した。これにより、ヤマルパイプラインのポーランド区画を運営するEuRoPol Gaz社の露ガスプロム保有分の株式を引き継いだ。

4月26日、ポーランド政府は、ウクライナ侵略をめぐるモスクワへの圧力強化のため、ガスプロムが4

8%の株式を保有するEuRoPol Gazの株式と配当に対する権利を凍結した。

PKN Orlen が2030年までに1,000ヶ所の電気自動車用充電ステーション開設を計画【15日】

15日、国営石油会社PKN Orlenは、2030年末までに国内に少なくとも1,000か所の電気自動車充電ステーションを開設すると発表した。現在、同社はポーランド国内に470か所、海外ではドイツとチェコに63か所の充電ステーションを保有しているが、約600の給油所を所有するドイツでは、2026年末までに434か所の電気自動車用充電ステーションを立ち上げる予定である。ポーランド自動車工業会(PZPM)とポーランド代替燃料協会(PSPA)の報告によると、ポーランドにおける電気自動車用充電ステーションの総数は、今年6月末時点で2,232か所に達している。

PSPAによると、ポーランドは現在の10倍以上のステーションを持つべきであり、ブリュッセルで準備中とされる新規制を満たさない場合、EUから罰金を科せられる可能性があるとのこと。electrived.comのウェブサイトによると、欧州議会は、充電インフラの展開が遅れた加盟国に対して制裁を科すことを検討しているという。欧州議会の運輸委員会による新たな提案によれば、2026年までに主要路線60kmごとに少なくとも1台の充電ステーションを用意する必要がある。

エネルギー・環境

ゼロエミッション・エネルギー分野の専門家養成【15日】

有識者は、ポーランドのエネルギー分野における新たなゼロ・エミッション分野の専門家を養成するための早急の取組を要請している。原子力や再生可能エネルギー(RES)の開発に関する最近の決定事項に伴い、専門家の養成が最大の課題の1つである。工学系大学の教授らは、これまで原子力学科や既存のエネルギーに関する学部における専門科がないと指摘している。エネルギー生成の最新分野に関心を持つ人々を集めるための、学生による専門的なサイエンスクラブもない。必要なのは、講師やポスドク向けの原子力研究プロジェクト資金である。工学系大学の中には新しい専門科の開設を計画しているところもあるが、自校の講師の能力に基づく包括的な研究プログラムを作成することができない。研究機関や外国人専門家の支援に頼らざるを得ない。優秀な学生を新たな専門科に引き込むために、チャル

ネク教育・科学大臣による支援体制が必要とされている。

一方、RES開発に関連する産業部門は、専門家の養成に協力したいと考えている。米ウェスティングハウス社は、エンジニアのためのセンターを開設し、学生にインターンシップ・プログラムを提供する予定にしている。これまでに15人のポーランド人学生が、同社本社で夏季インターンシップ・プログラムに参加している。国営石油会社PKN Orlenのオバイテク社長とチャルネク大臣は、既に海上風力(グダンスク工科大学)、小型モジュール炉(クラクフのAGH科学技術大学、ヴロツワフ工科大学)、陸上風力を専門とするゼロエミッション・エネルギー学部の設置について協議している。さらに、ポーランド原子力発電会社(PEJ)は、国内の高等教育機関との協力関係を展開しており、最初の協力協定は既に締結され、工学系大学の関心も高まっている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退

避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>**有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品「モクリト」展覧会【2022年9月20日(火)～11月20日(日)】

マウオポルスカ県ノヴィ・タルク市にて、ノヴィ・タルク市役所、ノヴィ・タルク市文化センター及びノヴィ・タルク市印刷博物館主催「日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品『モクリト』展覧会」が開催中です。

開催場所: Muzeum Drukarstwa w Nowym Targu, ul Jana III Sobieskiego 4, Nowy Targ

詳細: <https://muzeumdrukarstwa.nowytag.pl/aktualnosc/spotkania-z-mokurito-litografia-na-drewnie-japonskich-i-polskich-artystow>**【開催中】展覧会「日本の製紙工房」【2022年10月21日(金)～12月2日(月)】**

ヘウムノ市のヘウムノ地域博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催中です。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Ziemi Chełmińskiej, Rynek 28, Chełmno

詳細: <https://www.muzeumchelmno.pl/>

【予定】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催されます。着物とその歴史を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (news@mail@wr.mofa.go.jp)